

## グリーンフラワーグループ登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川西市内で緑化活動（草花の植栽、育成及び管理を行うことをいう。以下同じ。）を行う団体をグリーンフラワーグループ（以下「G・F・G」という。）として登録することにより、公園、児童遊園地又は緑地を利用して、生活環境に彩りを添える機会を拡充し、もって花と緑あふれる街づくりの推進に寄与することを目的とする。

### (登録)

第2条 G・F・Gとして登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 川西市内で緑化活動を行う団体
- (2) 公園、児童遊園地又は緑地において、主体的に緑化活動を行おうとする団体
- (3) 3人以上で構成されている団体

2 市長は、前項の規定にかかわらず、現に市内において緑化活動を行い、G・F・Gとして登録することによって市内の緑化の推進に寄与すると認められる者をG・F・Gとして登録することができる。

### (登録の申請)

第3条 G・F・Gとしての登録を受けようとする者は、グリーンフラワーグループ登録申請書（様式第1号）に構成員名簿（様式第2号）及び配置図を添えて、市長に提出しなければならない。

### (登録の決定)

第4条 市長は、前条の規定による提出があったときは、申請書の内容を審査し、当該内容が適当と認めるときは登録し、グリーンフラワーグループ登録証書（様式第3号）を交付する。

### (登録の変更)

第5条 前条の規定によりG・F・Gとして登録された者（以下「G・F・G登録者」と

いう。)は、登録事項に変更があった場合は、グリーンフラワーグループ登録変更届(様式第4号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の有効期間)

第6条 G・F・Gの登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

2 G・F・Gの登録の有効期間満了の後引き続きG・F・G登録者として緑化活動を行おうとする者は、別に定めるところにより、有効期間の更新の登録を受けなければならない。

3 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の抹消等)

第7条 市長は、G・F・G登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項第1号又は第3号に掲げる団体に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により登録の申請を行ったとき。
- (3) G・F・G登録者からグリーンフラワーグループ登録抹消申請書(様式第5号)により抹消の申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録を抹消する必要がある事情が生じたと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消し、グリーンフラワーグループ登録抹消通知書(様式第6号)により当該登録を抹消した者に対し通知するとともに、グリーンフラワーグループ登録証書を返還させなければならない。

(G・F・G登録者への支援等)

第8条 市長は、G・F・G登録者に対し、緑化活動を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) G・F・G登録者が行う緑化活動について市ホームページ等に掲載し、広く市民に公開すること。
- (2) 別に定めるところにより、緑化活動に必要な資材を交付すること。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。